

2017年8月18日

築上町長 新川久三 様

豊前築上地区人権・同和教育研究実行委員会

会 長 中島孝博 様

[公印略]

福岡県地域人権運動連合会

会長 川 口 學

人権連京築地区協議会

会長 緒 方 順 年

「人権・部落問題（「同和」問題）に関する住民意識調査」の  
中止を求める申入れ

申し入れ事項

- 1 「人権・部落問題（「同和」問題）に関する住民意識調査」の設問内容は、人権理念を人権の尊厳（個人の権利）より「協調性・義務重視」を住民に唱導する意図があり人権認識をゆがめるもので、公正・公平な調査とはいえないため中止を求める
- 2 この住民意識調査の設問は「部落問題（「同和」問題）」に偏重している上に、部落問題解決の今日的到達段階を軽視し、「新たな差別意識を助長する」設問事項も見られ、「部落差別解消の推進に関する法・附帯決議」の「新たな差別を生むことがないよう留意し、真の部落差別の解消に資するもの」とはいえないことから中止を求める
- 3 この住民の意識調査は「今後の人権教育・啓発行政（新たな同和行政）の基礎資料」づくりを目的としているが、豊前築上地区では「地域改善啓発推進指針（1987年3月18日）通知」で指摘された行政の主体性の課題が払拭し切れないうで、住民の内心に介入し、「差別」意識の改変を啓発や教育と称して迫ることは日本国憲法19条（内心の自由）に違反することから中止を求める
- 4 以上のことから「人権・部落問題（「同和」問題）に関する住民意識調査」の町民への強要は、部落問題解決にとって逆行するだけでなく、町民の基本的な人権の理解をゆがめるものであることから中止を強く求める

## 申し入れの理由

築上町（及び豊前築上地区）で今年7月、築上町民2000人を対象にした「人権・部落問題（「同和」問題）に関する住民意識調査」を8月末までの期限で実施しています。人権連福岡県連と人権連京築地協の連名で築上町及び豊前築上地区関係自治体と豊前築上地区人権・同和教育研究実行委員会に対して、以下の理由で「住民意識調査」の中止を申入れるものです。

- 1 この住民意識調査は、昨年12月（9日可決、16日付け）で施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」をうけて部落解放同盟福岡県連合会（委員長組坂繁之）が同月13日付けで、福岡県下の市町村長・教育長、議会議長宛てに『お礼とお願い』として「この法律では、国と自治体が、相談体制や教育・啓発活動の充実、実態調査などの施策を進めることを求めています。したがって、法制定がゴールではなく、むしろ今からがスタートであると考えております」と「新たな同和行政」の施行を迫ったことを受けて、計画・実施されたものです。
- 2 1969年以来33年間、約16兆円の国費を投入して実施された同和特別施策法は2002年3月末、総務大臣談話で「国、地方公共団体の長年の取り組みにより、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫のもとに推進されてまいりました。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまでの特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していく」との国の方針を明確にしました。

同和特別対策終了に当たって総務省は2002年3月に取りまとめた発行した『同和行政史』で、「同和特別対策を終了する理由として①同和地区と周辺地域との格差が見られなくなった。同和地区で指摘されていた物的な生活環境の悪さが差別を再生産する状況は改善された（P—78）②同和地区が改善・変化した状況で特別対策をなお続けることは、同和問題の解決に必ずしも有効ではない。行政施策の適用上、地区と住民を行政が「公的に区別」し実施するという特別対策の手法が差別解消と調和しがたい側面をもつ（P—79）③経済成長に伴う産業構造の変化、都市化等によって大きな人口移動が起こり、同和地区においても関係者の転出と非同和関係者の転入が増加した（同和地区混住率

の平均は約70%)。このような大規模な人口変動の状況下では、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を継続することは実務上困難になってきている((P—79)と記述、同和特別対策の終結をきっぱり宣言しています。

ところが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」は「なにが部落差別にあたるのか」の概念規定もないまま、財政措置を伴わない理念法として期限限定のない永久法として国会で強行された立法事実も存在しない法律です。

また、この「部落差別解消法」は衆参の法務委員会質疑で「附帯決議」がつけられました。特に参議院での附帯決議は①過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること②教育及び啓発に当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること③国は、(略)部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること、の3点について「格段の配慮」を求めています。

3 ところが実施中(一部地区ではこの後の予定)の住民意識調査は、全体で選択と記述の39設問で構成されていますが、参議院の3項目の附帯決議に「格段の配慮」もなく、特定運動団体の運動理念を「忖度」する、極めて歪んだ調査結果を導き出そうとしています。

第1に、「人権問題全般」の「問4 人権にかかわる10項目、3択式」の設問では健全な人権認識を否定しかねない設問が目立ちます。①権利ばかり主張して、義務を果たすことができないものが増えている②人権問題とは、差別を受けている人の問題④学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべき⑥個人の利益より、地域みんなの利益が優先されるべき⑦差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある⑨差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だ⑩介護を受ける人や高齢者や障害者が、あまり、あれこれ自己主張するのはよくない、と人権の尊厳・権利より義務や協調性を問う内容になっているのは問題です。

第2に、全体の39設問中、部落(同和)問題関連の設問は16以上で4割を超えています。その中で軽視できない設問もあります。

以前、大阪の市民意識実態調査で批判を浴びて問題になったと似たような質問があり問題です。大阪では「同和地区という言葉聞いたとき、どのような感じをもつか」の選択肢に「働き者・・なまけもの」「おとなしい・・あらあらしい」「開放的・・閉鎖的」「やさしい・・こわい」

「清潔・・不潔」を上げて市民に選択させる内容でした。当然、この設問は府民の中に新たな偏見を生みかねないと当時、大きな問題になりました。

豊前築上地区の住民意識調査の問13では「あなたが部落問題（「同和」問題）があることを初めて知ったとき、どう思いましたか」の選択肢⑤関わりたくないと思った⑥何となく自分たちとは違う人たちと思った⑦怖い人たちだと思ったと、マイナスイメージを強調しており、偏見を助長しかねない問い方で問題です。

第3として、このほかにも「同和」対策審議会答申、「同和」対策事業についての問いでは、事業が所期の目的をほぼ達成して2002年3月に終結したことなど、部落問題が解決した状況を問う設問は意図的に避けて、知らせない意識調査は公正・公平性を欠き町民をミスリードしかねません。

因みに昨年、2016年の福岡県内の人権侵犯事件の福岡法務局統計資料では新規受付は464件で、このうち「同和問題」はゼロ件でした。全国の場合2015年度、法務省人権擁護局の統計では同和問題の関わる侵犯事件は全体の0.6%、説示件数も2件のみでした。

総務省（当時、総務庁）は1987年3月に「地域改善対策啓発推進指針について」の通知で啓発について「今日、差別意識の解消を阻害し、新たな差別意識を生む様々な新たな要因が存在していることがあげられる。その新たな要因として行政の主体性の欠如、同和関係者の自立、向上の精神の涵養の視点の軽視、えせ同和行為の横行、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向があげられる」として、これらの新しい差別意識の解消が「今日の啓発の重要な目的の一つ」と強調しています。とくに同和行政にかかわっている都府県と市町村に自治体に「行政の主体性の欠如の克服」と「同和問題についての自由な意見交換の推進」を求めています。

このように部落問題が解決している現状をアンケート対象者に知らせず、「まだまだ部落差別がひどく残っている」ことを意図的に強調し、住民に誤解を与えかねない調査は、20年前に総務庁が「啓発推進指針」で通知した「行政の主体性の欠如」が克服されていないことであり、問題です。今回の調査は、同和問題の解決に役立つどころか、住民のなかに「こんなにやっても、まだ同和問題が解決していないのか」と同和問題に対する忌避意識をうみ出し、今後、人権問題の学習にとってマイナス効果さえ生み出しかねません。

以上の理由から私たち人権連は、「人権・部落問題（「同和」問題）に関する住民意識調査」の中止を強く求め、貴自治体等に善処をもとめるため、ここに文書で申入れるものです。